

平成 29 年度 法学既修者コース B 日程 公法系科目出題意図及び採点講評

問題 1

【出題意図】 平等に関する最近の著名判例からの出題である。貸出し六法には当時の法令は載っていないので、それを精密に復元することは求めないが、法令の何が違憲とされたのかは指摘すること。最高裁は「合理性」の基準のままであるが、憲法 14 条 1 項後段列挙事由の差別として厳格審査とする近時の有力説は、理解してもらいたい。

【採点講評】 よって立つ学説がいかにも古い（宮沢俊義・有斐閣法律全集？）答案と、そもそも事例を完全に取り違えている答案が並んだ。書いてある適切な部分については評価したが、最近の基本判例（頻出）の説明問題にしては出来が悪かった。

問題 2

【出題意図】 著名な論点である統治行為論について問うもの。結論としては、否定説でも肯定説でも、理由が十分であればよい。後者であれば、どのような事案での適用を排除するかを説明することが必要である。また、これを説明するため、砂川事件（最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁）や苫米地事件（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁）の事例は挙げたいものだが、これ以外の適切な例を挙げてもよい。

【採点講評】 統治行為論とは何であるかの説明は十分である。ただ、それ以上の説明は不十分で、評価・論評はほぼ空疎である。また、苫米地事件は例として適切だが、自衛隊について最高裁「判例」がこの理論を用いた例はなく、挙げる例としては不適切であろう。

問題 3

【出題意図】 行政立法の基本的な分類である法規命令と行政規則の違いについての的確に理解しているか、および、審査基準や処分基準の概念を媒介として、近年、法規命令と行政規則の違いは相対化しているとされることを理解しているかについて尋ねる基本的な問題である。

【採点講評】 どの受験者も、非常によくできており、うれしく感じた。法規命令と行政規則は、その区別が相対化しているとはいえ、出発点として、区別して整理することの意義は失われていない。今後も、継続的な学習が望まれる。